

江南市都市再生整備計画事業評価委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江南市都市再生整備計画事業評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市の都市再生整備計画事業において、国の定める「都市再生整備計画事業等 評価の手引き」に基づき、事後評価の手続き等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認し、審議すること、及び今後のまちづくり方策等を審議することを目的とし、委員会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果について、その妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うこと。
- (2) 今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うこと。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある有識者
- (2) 地区区長の経験者
- (3) 事後評価を実施する年度の 4 月 1 日現在において、満 18 歳以上の者で、地区内に在住、在勤又は在学している者
- (4) 地区各種団体の代表者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明もしくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市整備部都市整備課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

委員構成

役 職	構 成
委 員	学識経験のある有識者
委 員	地区区長の経験者
委 員	地区内在住・在勤・在学者
委 員	地区各種団体の代表者
委 員	地区各種団体の代表者